

## 年間報酬の平均による随時改定の要件

通常の随時改定の要件を満たした方で、①から③の要件すべてを満たした場合に該当します。

- ① 「【A】通常の随時改定による基準報酬月額」と「【B】年間平均額から算出した基準報酬月額」の間に2等級以上の差があること。

【A】	固定的賃金に増減があった月（以下「変動月」といいます。）以後の継続した3か月間の報酬の平均額から算出した基準報酬月額
【B】	次の「ア」+「イ」の額から算出した基準報酬月額 ア 変動月以後の継続した3か月間に受けた固定的賃金の月平均額 イ 変動月前の継続した9か月及び変動月以後の継続した3か月間に受けた非固定的賃金の月平均額

- ② ①の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。  
 業種や職種の特性上、基本的に特定の3か月が繁忙期に当たるため、当該期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいいます。

※例えば、次のような事例は年間報酬の平均額を用いた保険者算定の対象外となります。

- ・定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定
- ・例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期とが重複したことによる改定
- ・転居に伴う通勤手当の変動による改定

- ③ 現在の基準報酬月額と年間平均額から算出した基準報酬月額【B】との間に1等級以上の差があること。

【例】

		夏季（繁忙期）												
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
基本給 (固定的賃金)		30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	32万円	32万円	32万円	32万円
残業代 (非固定的賃金)		0円	0円	2万円	0円	0円	0円	2万円	0円	0円	10万円	10万円	10万円	0円
計算対象月								●	●	●				定時決定 300千円 (22級)
											●	●	●	随時改定 (通常)
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時改定 (年間平均)

【A】通常の随時改定による基準報酬月額	【B】年間平均額から算出した基準報酬月額
$1,260,000円 \div 3 = 420,000円$ (3か月の総計)	$320,000円 + (340,000円 \div 12) = 348,333円$ 固定的賃金 年間残業代 (昇給後の月平均) (前年10月～9月)
410千円 (27級)	340千円 (24級)

